

島根県報

平成28年11月8日(火)

第 2,851 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し

(税 務 課) 2

保安林の指定の解除 (2件)

(森林整備課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変

(中小企業課)

更の届出(2件) 【公 告】

肥料の登録の失効

(農産園芸課)

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料

5

2

の額の一部改正

【人委規則】

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

5

告示

島根県告示第654号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成28年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
吉賀燃料株式会社	島根県鹿足郡吉賀町七日市595番地1号	平成28年6月30日

島根県告示第655号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大田市静間町字仮免山1741-24
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由道路用地とするため

島根県告示第656号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除に係る保安林の所在場所 大田市鳥井町鳥井字舟越1797-4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由道路用地とするため

島根県告示第657号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマートサンアイ東出雲店 島根県松江市東出雲町揖屋799-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社越野かまぼこ 代表取締役 越野 繁造 島根県松江市東出雲町揖屋3539-2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原 6-12-40

東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町6-28

(変更後)株式会社サンアイ 代表取締役 松原 史明 鳥取県米子市福市1714-1

(4) 変更の年月日

平成28年10月8日

2 届出年月日

平成28年10月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第658号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用 する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三菱UF J リース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練塀町 3 番地 J A 三井リース株式会社 代表取締役 古谷 周三 東京都中央区銀座八丁目13番 1 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練塀町3番地 (変更後) 東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練塀町3番地

(4) 変更の年月日

平成28年10月1日

2 届出年月日

平成28年10月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課(大田市大田町大田口1111)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量		その他	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
			(パーセン	/ト)	の規格		
島肥登第	豆腐かす	オカラ肥料	窒素全量	4.0	公定規格	有限会社みずほ食品	平成28年10月18日
401号	乾燥肥料				のとおり	島根県邑智郡邑南町出羽275番地3	

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(平成19年島根県病院局告示第1号)の一部を次のように改正し、平成28年11月11日から施行する。

平成28年11月8日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

「ビフィズス菌 0.5グラム1包につき 238円 食品の項中「ビフィズス菌 0.5グラム1包につき 238円」を に改め ケイツーシロップ 1包につき 30円 」 る。

人 事 委 員 会 規 則

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月8日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第29号

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則(平成26年島根県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。 第3条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第3条の2 条例第6条第2項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。)の条例第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。